

和 指 第 2 6 号  
令 和 3 年 4 月 2 3 日  
( 2 0 2 1 年 )

各指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所  
開設者 様

和歌山市長 尾花 正啓  
( 公 印 省 略 )

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護における自己評価・外部評価等の  
実施について（通知）

平素より、和歌山市介護保険事業に対しご理解ご協力を賜りありがとうございます。

今般の制度改正により、これまで指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護において求められていた「第三者による外部評価」については、令和3年度から①「**既存の外部評価（都道府県が指定する外部評価機関によるサービスの評価）による評価**」と、小規模多機能居宅介護サービス等と同様の②「**自らその提供するサービスの質の評価（自己評価）を行い、これを市町村や地域包括支援センター等の公正・中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告し、評価を受けた上で公表する仕組みをとる評価**」のいずれかを選択できることとなりました。また、②の運営推進会議を活用する評価について、評価に係る項目の参考様式「自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール」が同時に示されました。

つきましては、指導監査課ホームページ（ページ番号：1003148）に参考様式等を掲載しておりますので、各事業所におかれましては、内容についてご確認いただき、今後も適切に外部評価を実施していただきますようお願いいたします。

なお、②の方法による評価の評価結果の公表については、利用者及び利用者家族へ提供するとともに、「介護サービスの情報公表制度」に基づく介護サービス情報公表システムでの公表、事業所内への掲示、市町村窓口や地域包括支援センターに置いておく、法人のホームページ等への掲載等によるものとなります。

本通知は法人に対し1部のみ送付しておりますので、貴法人の有する事業所へ遺漏なきようご周知ください。

【和歌山市指導監査課：ホームページ掲載箇所】

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/jigyou/fukusi/1002998/1003148.html>

|   |
|---|
| 和歌山市 健康局 保険医療部<br>指導監査課 介護事業所指定班<br>電話 073-435-1319<br>FAX 073-435-1320 |
|---|